

株式会社ミヤナガ 次世代法に基づく行動計画

2015年7月1日

急速な少子化の進行によって家庭・地域環境が変化しつつある社会状況を踏まえ、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備を推進し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため「次世代育成支援対策推進法」に基づきこの行動計画を定める。

1. 計画期間

平成27年7月1日 から 平成37年3月31日までの約10年間
(平成33年4月以降の目標については、平成32年に設定する。)

2. 行動計画内容

目標1：平成29年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

平成27年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始。

平成28年6月～ 「就業規則」及び「育児・介護休業等に関する規定」の見直し検討等。

平成29年3月～ 制度の導入。就業規則等変更及び社内広報誌などによる社員への周知。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員の為の相談窓口を設置する。

<対策>

平成29年6月～ 相談窓口の設置について検討。

平成30年6月～ 相談員の研修。

平成31年10月～ 相談窓口の設置について社内広報誌などによる社員への周知。

目標3：平成33年3月までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

平成31年6月～ 社員へのアンケート調査。

平成32年6月～ 各部署毎に問題点の検討。

平成33年3月～ ノー残業デーの実施。

管理職への研修及び社内広報誌による社員への周知。

以上